

外 貨 普 通 預 金 規 定

1. (通帳)

この預金については通帳を発行いたしません。なお、お取引の出し入れ明細は「STATEMENT OF ACCOUNT (流動性)」としてお渡しいたします。

2. (取扱店の範囲)

この預金の預入れまたは払戻しは、この預金の取引店に限り取扱います。

3. (預入単位)

この預金の預入額は、当該外貨 1 通貨単位以上の金額とします。

4. (口座への受入れ)

(1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。

- a. 円貨または同一通貨による預入れ
- b. 当店を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等(以下「証券類」という)のうち当店で決済を確認したもの
- c. 為替による振込金

(2) この預金は外貨現金による受入れはできません。

(3) 当店以外を支払場所とする証券類は、取立のうえ、決済を確認した後受入れします。この場合、特に費用を要するときは、当金庫所定の手数料をいただきます。

(4) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(5) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(6) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(7) この預金口座は、後記 9. (2) 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 9. (2) 各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの口座の預金の受入をお断りするものとします。

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)のうえ提出してください。

6. (外国通貨現金による払戻し)

この預金の外貨現金による払戻しはできません。

7. (利息)

この預金の利息は毎年 2 回、一定の期日に当金庫所定の利率、付利単位および計算方法により算出のうえ、この預金に組み入れます。

8. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求める事があります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

9. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の解約請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)のうえ提出してください。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続する事が不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① この預金の口座名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が後記 13 に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑤ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計または威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行

為 E. その他前各号に準ずる行為

- (3) 前項によりこの預金を停止し、または預金者に通知することによりこの口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (相場・手数料)

- (1) この預金口座へ、預金口座と異なる他の通貨を対価として受入れる場合、またはこの預金口座から、預金口座と異なる他の通貨を対価として支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。
- (2) この預金口座と同一の通貨にて受入れる、または支払う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

11. (届出事項の変更等)

- (1) 届出の印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 届出の印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続をした後行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (譲渡、質入の禁止)

この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入はできません。

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、前記9.(2)各号のいずれにも該当しない場合は利用することができ、9.(2)各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座開設をお断りするものとします。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保とするために質権等が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、解約請求書に届出の印章により記名押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定が無い場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じる恐れのある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率は当金庫の定めによるものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。
- また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金等の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときにはその定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意の後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他、当金庫が相当の事由があると認める場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

18. (通知等)

届け出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

19. (準拠法、裁判管轄)

- (1) この預金取引の準拠法は日本法とします。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当金庫本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(2023.04.01)